

事例 31 東京都杉並区

人 口	519,692 人
高齢者数	87,991 人
高齢化率	16.93%
担当部署	保健福祉部高齢者政策課、高齢者在 宅サービス課

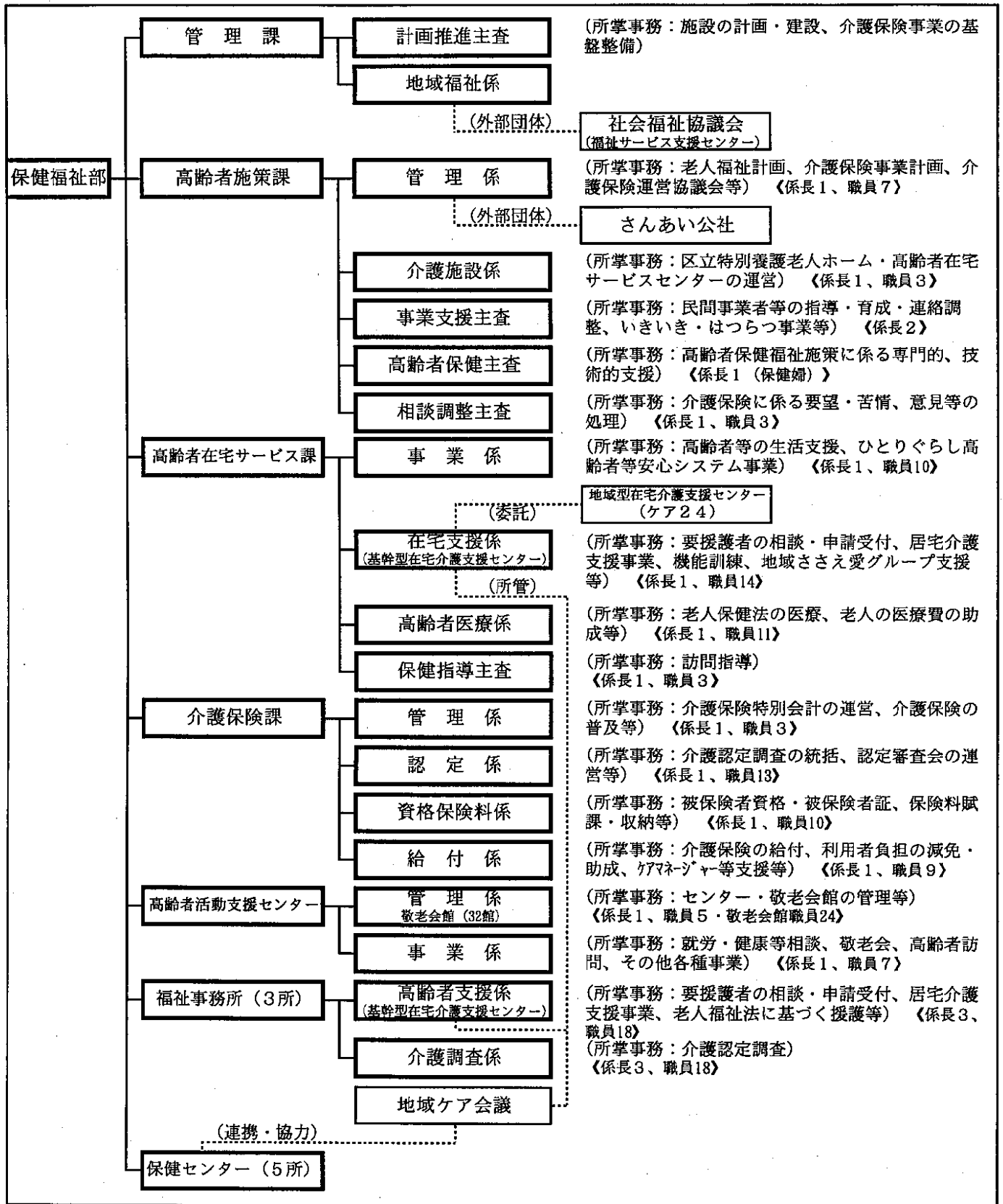
1. 市町村の概況

市町村の沿革・概要	<p>杉並区は、東京23区の西端に位置し、一般に「城西地区」と呼ばれる区域に属しています。おおむね方形で、面積は34.02km²と23区中8番目の広さです。</p> <p>昭和7年10月1日、東京市に新しく20の区が置かれたとき、杉並・和田堀・井荻・高井戸の4町が合併して杉並区が誕生し、武蔵野の面影が残る自然に恵まれた、文化的でみどり豊かな住宅都市として発展してきました。</p> <p>区は、これまで二次にわたる基本構想のもとで、「みどり豊かな福祉と文化のまち」を目標に、各分野でさまざまな努力を重ねてきましたが、新しい世紀のはじまりを目前に、平成12年9月、新しい基本構想として「21世紀ビジョン」を定めました。</p> <p>21世紀ビジョンは、新しい時代の望ましい自治のまちを区民と行政がパートナーとして創造していくという精神を基調としており、私たちのまちの将来像として「区民が創る『みどりの都市』杉並」を掲げています。区はこのビジョンの実現に向け、平成13年度からの行政計画を策定し、各分野であらゆる施策を推進しています。</p>									
	人口	519,692人			高齢者数(高齢化率)			87,991人(16.93%)		
	世帯数 278,484世帯	65歳未満の者のみの世帯			65歳以上の者のいる世帯(推計)					
		—			単独世帯	65歳以上夫婦のみの世帯			その他	
要介護認定(申請)者数	申請中	非該当	要支援	要介護1	2	3	4	5	合計	
	※1,022	※174	1,545	3,292	2,106	1,405	1,661	1,219	11,228	
社会資源状況	指定居宅サービス事業所(か所数)			訪問看護	訪問介護	通所介護				
				(※16所)	(60所)	(28所)				
				通所リハ	短期入所系	その他				
				(3所)	(8所)	()				
			※訪問看護ステーションの数							
指定居宅介護支援事業所(か所数)			79所							
保健センター 在宅介護支援センター(か所数)			保健センター	5所						
			在宅介護支援センター	10所						
			※保健福祉センターなど、保健・福祉が一体となった施設があれば、記入して下さい。							
介護予防事業の拠点となりうる場(か所数)(公的施設以外も含む)			高齢者活動支援センター、敬老会館、保健所、保健センター、地域区民センター、区民集会所、障害者福祉会館 など55所							
介護予防事業の担い手となりうる組織・団体(組織・団体数・人員数)			地域ささえ愛グループ 56団体							

※データについては、できるだけ直近のものをお願いします。

- ・人口(世帯)及び社会資源状況は、14.1.1現在
- ・要介護認定申請中は、13.12月中の申請者で14.1.16現在結果が出ていない申請者数
- ・非該当は、13.4月から12月までの延べ人数

2. 市町村の高齢者保健福祉行政の組織図



3. 「介護予防事業」を企画する前の状況について

質 問 項 目	回 答 欄
<p>(問1) 「介護予防事業」に関連(類似)する事業がありましたか?</p>	<p>(○) 関連(類似)事業があった。→問2～問4へ () 関連(類似)事業はなかった →問5へ</p>
<p>(問2) 実施していた事業は、どのような根拠に基づき、どの部局が所管していた事業ですか? また、その事業内容についてもご記入下さい。 ※既存資料で、事業内容等わかるものがあれば添付して下さい。</p>	<p>記入項目例：事業実施の根拠(国庫補助事業、 県単独助成事業)、 所管部局、 事業内容(事業名、事業目的、 対象者、実施回数、スタッフ等)</p> <p>既定の保健福祉事業の対象を見なおし、介護予防サービスと位置付けた。類似事業一覧(別表1)</p>
<p>(問3) 上記事業の効果測定(評価)を行いましたか?</p>	<p>(○) 行った () 行っていない 1部の事業で実施</p> <p>(具体的方法) 訪問指導事業について実施 ①12年の訪問指導実施対象者全数の保健ニーズと指導内容の分析 ②指導対象者40例について日常生活自立度(寝たきり度)別に指導効果の評価 対象者は全体に改善が見られたが自立度Aランクに改善が顕著である。Jランクについては改善は少ないが自立が維持できている。Aランクは要介護1から2程度に想定される。</p>

介護予防事業調査

3. 介護予防事業を企画する前の状況について

(問2) 類似事業の一覧 (別表1)

配食サービス・住宅改修は、低栄養の予防・転倒予防として介護予防事業として位置付け
家事援助を合わせて介護予防、生活支援サービスとしている。

	根拠	所管	事業内容			
			事業名	目的	対象	内容
1	老人保健法 老人保健対策費	高齢者福祉部 介護支援課	訪問指導事業	寝たきり防・健康増進	概ね 40歳以上	専門職種の訪問による指導 保健・機能訓練 歯科・栄養
2	同上	保健センター 高齢者活動支援センター	通所機能訓練	機能維持し活動性のある生活の継続	同上	通所による日常生活動作訓練、体力向上 PT/OTによる指導
3	同上	保健衛生部 管理課	地域リハビリテーション自主グループ支援	社会参加・交流による機能維持	同上 家族ボランティアはなし	家族・ボランティアによる自主活動を専門職員が支援する体操・手工芸・音楽活動等 活動回数月1～4回
4	同上	高齢者活動支援センター	健康体操	体力、身体機能維持の情報提供と運動実践	60歳以上	理学療法士による健康に関する講話と体操。月一回敬老会館で実施
5	老人福祉法 老人デイサービスセンター事業実施要綱	高齢者事業課	訪問給食	自立生活の支援	概ね60歳以上の単身者、高齢者世帯で調理が困難な者	高齢者在宅サービスセンターから食事を配達 1～2回/週
6	住宅改造費補助要綱(都)	福祉事務所	住宅改修費助成	安全の確保、介護負担軽減	65歳以上	てすり・段差・トイレ・浴室改修
7	在宅福祉事業補助要綱	福祉事務所	高齢者ホームヘルプサービス事業	自立生活支援	65歳以上	家事・通院等の援助

3. 「介護予防事業」を企画する前の状況について

質 問 項 目	回 答 欄
<p>(問4)</p> <p>従来の事業を「介護予防事業」という形で見直したり、また新たな施策を企画することになった経緯について下記の様な点を含めて記入して下さい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中心となった部局はどこか？ ・何がきっかけとなり、どのような判断をしたのか？ 	<p>【部局】高齢者福祉部（介護支援課、高齢者活動支援センター） 介護支援課より介護予防の定義と対象者及び介護予防の視点で既存事業を整理し体系づけした事業の考え方を提示した。方針決定する。</p> <p>【きっかけ】</p> <p>①既存事業と新規事業の既存サービスを受けている人から非該当者が想定され自立の支援策が必要であった。非該当者の対策としての新規事業開始に向けて新規事業担当課が事務局となり保健衛生部、高齢者福祉部の実務レベルで連携検討会を持ち事業を見なおし整理した。</p> <p>②介護予防は予測される問題に対して生活・健康の両面から総合的に評価できる体制が必要。このため従来の縦割りではできない。保健福祉医療と総合的な判断とサービス提供できる体制を指向した。 (例えば非該当者の要支援に近い人に対し、家事ヘルプだけのサービス提供では要支援要介護状態の進行予防ができない。)</p> <p>③在宅介護支援センター機能の強化と地域高齢者に対する相談体制の充実を図ることを考えた。 (居宅介護支援事業の役割と介護予防の事業の組み合わせにより早期から地域で一貫して相談できる体制が確保され在宅介護支援センターの相談機能が充実する。 また、在宅介護支援センターには予防的な視点でかかる保健医療スタッフがあり相談機関として重要である。)</p>
<p>(問5)</p> <p>(問1)で、関連(類似)事業がなかったと答えた市町村にお聞きします。 今般、「介護予防事業」に取り組もうとしたきっかけは何ですか？</p>	

4. 「介護予防事業」の企画立案体制について

質 問 項 目	回 答 欄
<p>(問1)</p> <p>「介護予防事業」の企画立案体制について下記のような点を含めて記入して下さい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・どのような場を利用し、どのような機関・団体等と協議したのか？ ・学識経験者や現場の担い手などの意見をどのように採り入れたか？ ・高齢者やその家族、地域住民等の参加する機会があったのか？ ・どの部局が中心となって企画し、他の部局との協力体制は、どうであったのか？ 	<p>【学識経験者等の意見】</p> <p>①リスクアセスメント表や評価については学識経験者に助言を受けた。(厚生省のヘルスアセスメントB票系検討会に参加させていただき鈴木先生・新開先生をはじめ多くの方に助言を受ける機会を得ました) また、自立と想定される要援護者の福祉事務所ケースワーカーにアセスメント表記入やニーズ調査の協力を得て実施し、上記有識者の会議にて助言をうけた。</p> <p>【住民参加】</p> <p>①住民参加はなし</p> <p>【準備】</p> <p>①実施準備は介護支援課が事務局となりすすめた。当時介護支援課には在宅介護支援センター統括をになう係と訪問指導担当があった。尚、介護支援課は組織改正で現在はない。</p> <p>②杉並区保健福祉行政推進会議の高齢者福祉部会の下命による介護予防生活支援サービス作業部会を立ち上げた保健センター・福祉事務所・高齢者活動支援センター介護支援課・高齢者事業課等、介護予防・生活支援サービスの関係部署の現場担当者による実施体制や事務の具体的内容を検討した。</p>

(問2)

「介護予防事業」を企画する際、下記の様な検討事項があったと思います。

貴市町村での検討事項と検討内容、その結果について記入して下さい。

(検討事項例)

- ・ニーズをどのように把握するか？

(ニーズ把握の方法)

- ・事業対象者の選定方法はどうか？
- ・事業に従事する人材をどのように確保するか？
- ・既存の設備の利用が可能か？
- ・新たな設備整備が必要か？
- ・どの部局の事業予算をどのように確保するか？

【検討事項・内容・結果については(別表2)のとおり】

【対象者の選定方法】

対象は非該当及び介護保険未申請者で心身機能低下の恐れのある者。「非該当となった者」には全員アプローチをする。

自立支援会議(医師・保健婦・福祉・介護相談員・理学療法士・作業療法士・栄養士・歯科衛生士等による)で機能・健康状態・社会的参加・生活状況をアセスメントし、支援の方向性と必要なサービスを検討する。

サービス提供後は6ヶ月ごとに評価、定期的なモニタリングを行う。

【ニーズ把握】

老人保健法の「既存事業」(訪問指導・機能訓練)の実績、「介護保険制度のための高齢者実態調査」等による対象者の推計、当時の「家事援助サービス実施者で非該当と予測される対象者のニーズ」分析等により実施した。

【人材確保】

医療職・福祉職・高齢者支援相談員(委託)、訪問指導員(委託)等の活用

新規事業については既存事業見なおして職員をシフト

【既存施設の利用】

既に敬老会館を改修して活動場所を確保する計画があり、段階的に改修を進める予算措置がされていた。

・予算措置は敬老会館統括部署の高齢者活動支援センター

地域の要援護高齢者の自主グループでは活動場所の確保が課題であったが優先的に使用できるようにした。

4. 「介護予防事業」の企画立案体制について

(問2) 介護予防事業の企画する際の検討事項と内容結果について (別表2)

検討事項	検討内容	結果
相談窓口は誰か	サービスの相談をどこで誰が受けるか。相談を受けた部署ですべての調査ができるか。すべて一ヶ所でできないと意味がない。 当時、在宅介護支援センターは相談機能のみで調査は福祉事務所。他のサービスについても事業担当が相談調査を実施していた。	すべてのサービスについて相談・申請窓口は在宅介護支援センターと福祉事務所とする。調査についても相談窓口が実施する。(介護予防のケアマネジメント担当) 但し、配食サービスについては事業実施場所(高齢者在宅サービスセンター)
決定は誰か	総合評価とサービス調整を自立支援会議で実施するが決定は誰が行うか。	事業所管課 (会議は調整評価の場とし、その結果をもとに夫々決定する)
評価	サービス提供後の評価はどのように行うか。サービス提供しっ放しはしない。	サービス開始後6ヶ月ごとに調査機関が評価表を使って行う。
教育・研修	福祉、介護、事務担当者に予防的視点の理解と浸透を図るにはどのようにするか 福祉事務所では予防的視点が欠けやすく、在宅介護支援センターでは援助支援者の基準が不案内である。	調査の視点、対象者の予防的な評価等について自立支援会議の中で事例学習を行う。 自立支援会議とは、医師、保健婦、PT/OT、栄養・歯科等の保健スタッフと福祉事務所・在宅介護支援センターの高齢者活動支援センター職員により構成する。アセスメント表と調査結果により生活・健康の総合的な評価をし、サービスの調整を行う。6ヶ月ごとの評価もここで行う。 介護予防生活支援サービスの開始と同時に設置した。
周知方法	非該当者への周知とかかわり方法 受け付け窓口の徹底	チラシ作成 広報特集へ掲載 非該当者へはすべて福祉事務所・在宅介護支援センターが声をかける。
アセスメント表の検討	項目・内容等の検討	別紙 その都度是正しながらすすめる。

5. 「介護予防事業」の実施について

①自立支援のシステム

質 問 項 目	回 答 欄
<p>(問1)</p> <p>企画した「介護予防事業」の内容について記入して下さい。</p> <p>※事業の実施要綱、事業概要があれば添付して下さい。</p>	<p>記入項目例：事業名、事業目的、対象者、事業内容、開始時期、実施回数（週、月）、実施体制（スタッフ、研修）、事業予算・補助金、事業所管課、他課との連携（協力）体制 等</p> <p>目的 相談から支援まで総合的に対応することで、在宅の高齢者ができる限り要介護状態に陥ることを予防し、区民の健康寿命を延ばす</p> <p>対象 原則として、生活機能低下・閉じこもり等の恐れがある介護保険の対象とならない高齢者 ただし、退院後(病後)早期の場合、サービスによっては予防効果が高いため、介護保険の要支援・要介護者を対象とする</p> <p>事業内容 区の介護予防・生活支援サービスの提供にあたっては、統一の質問票で調査するとともに、自立支援計画書を作成、関係者でサービス内容を検討・調整する自立支援会議を開催する。また、6ヶ月ごとに再評価をし、必要な区民が早期に適当なサービス受けられるようにシステム化している。</p> <p>開始時期 平成12年4月1日</p> <p>実施体制 基幹型在宅介護支援センター(事務局) 地域型在宅介護支援センター 各事業担当者</p> <p>事業予算 平成13年度 50千円</p> <p>事業所管 保健福祉部高齢者在宅サービス課</p>
<p>(問2)</p> <p>住民に対して、どのように事業を周知しましたか？</p> <p>※周知するための広報資料の現物の写しなどがあれば添付して下さい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険非該当通知時に案内書を同封 ・介護保険非該当者のフォローを在宅介護支援センターが実施 ・民生委員・ケアマネージャーなどからの周知 ・広報